

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 0 月 1 2 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公用自動車の管理の総括に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 2 9 日付けで諮問（第 8 8 5 号）された公用自動車の管理の総括に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 2 項第 5 号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる
- (2) 条例第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第 1 0 条第 5 項及び第 1 2 条第 5 項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (5) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

- (1) 諮問に至った経過

藤沢市における公用車（共用車 普通乗用自動車）については、高速走行も多く、日頃より安全運転に努めているが、その一方で、走行中の交通事故は毎年50件前後発生している（平成26年度51件、平成27年度50件、平成28年43件。環境部も含む。）。現在、交通事故が発生した場合、運転員が負傷者の救護及び危険防止措置、警察・消防への通報と事務所への連絡及び状況説明・記録・事故報告書の作成を行い、管理職による事故後の運転員への教育指導や事故要因分析を実施している。併せて契約保険会社への報告により示談交渉を依頼している。過失割合については凡例を基準にほぼ確定しているが、双方の意見の相違などで折り合わないケースもあり、事故状況の確認や原因を分析するための情報が不十分な状況にある。

このため、公用車へドライブレコーダーを設置することにより、事故に結びつく事例の状況確認・原因究明をし、事故防止対策や交通安全教育へ活用したいと考えている。また、必要時には、警察等への録画映像を提供することにより事故状況のより確実な原因究明が可能になると考えられる。なお、環境部においては、ごみ収集車へのドライブレコーダーの設置について、2015年8月13日付け答申第758号により承認をいただいている。

このことから、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、ドライブレコーダーを設置する車両は、藤沢市自動車管理規則第2条第1号に規定する共用自動車3台を対象とする。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の状況把握をするための記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は画像データであり、公用車両が撮影する場所については不特定の対象場所となるため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能であるため、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略したい。ただし、ドライブレコーダー搭載車両の全面には、「ドライブレコーダー搭載車両」と目立つ様に表示し、安易に認識することができるようにする。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ドライブレコーダーは車両前面ガラスにカメラ内蔵の本体を貼付し、メモリーSDカード（8G）にて記録される。現在環境部において75台に搭載しており、メモリーカードには常時約60分の映像が記録されるとともに、事故発生時等の衝撃時には別途記録され、それぞれ自動で上書き更新されて

いく。

記録内容は、撮影日時、画像（車両前方横約100度・縦約80度の範囲）及び車速等を記録として残すことができる。データの運用については、交通事故時の原因究明や補償交渉をする際、また、再発防止のための対策に活用するものとする。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

ドライブレコーダーの画像データ

ウ システムの機器構成

機器については別紙資料のとおりで、撮影箇所は市内全域とする。

エ 安全対策及び日常的な処理体制

録画機器である記録媒体は、車両運行中に常時60分以上は自動的に消去され、ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。また、画像については、即日削除する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱い、及び藤沢市ドライブレコーダー運用基準を定め、管理を行っていく。

なお、設置機種は、画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。

画像の保存期間については原則として60分毎に、順次上書きされる。

(5) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員職員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故の公平性の判断につながるものである。また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことをドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いについて必要性があると判断したものである。

なお、証拠物件として司法警察へ提供した画像については、6ヶ月保存することとする。画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

イ 目的外に提供する相手方

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（必要最低限の時間に限る。）

(6) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は画像であるが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入り、当該画像データでは個人を特定することは困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件に係わる本人通知については、ドライブレコーダー管理責任者管財課長の判断のもと省略することとしたい。

(7) 実施時期（予定年月日）

2018年4月以降

(8) 提出書類

ア 藤沢市自動車管理規則

イ 藤沢市ドライブレコーダー運用基準

ウ ドライブレコーダーによる映像について，犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取り扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は，交通事故の状況把握をするための記録として行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では，本人以外のものから収集する個人情報は画像データであり，公用車両が撮影する場所については不特定の対象場所となるため，撮影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能であるとしている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では，刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は，正当な請求権を有した司法警察員職員等によって行われるものであり，公共の福祉と法の維持のため当該照会の正当性及び公益性が認められる場合には，交通事故の公平性の判断につながるものである。また，当該事件の解決には，提供依頼に対する早急な対応を必要とすること，目的外提供を受けようとするものにとって当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないとドライブレコーダー管理責任者が判断した場合に限って，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要性があるとされている。

また，証拠物件として司法警察へ提供した画像については6ヶ月保存することとし，画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない，とのことである。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では，目的外に提供する個人情報は画像であり，ドライブレコーダ

一の撮影区域には不特定多数の者が立ち入り，当該画像データでは個人を特定することは困難であることから通知の送付先が特定できないため，本件に係わる本人通知については，ドライブレコーダー管理責任者管財課長の判断のもと省略することとしたいとしている。

以上のことから判断すると，個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，撮影日時，画像（車両前方横約100度・縦約80度の範囲）及び車速等を記録として残すことで，交通事故時の原因究明や補償交渉をする際，また，再発防止のための対策に活用したいとしている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，安全対策として，次の措置を講じるとしている。

録画機器である記録媒体は，車両運行中に常時60分以上は自動的に消去され，ドライブレコーダー管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。また，画像については，即日削除する。日常的な管理としては，条例の定めるところに従い，適正に取り扱い，及び「藤沢市ドライブレコーダー運用基準」を定め，管理を行っていく。

なお，設置機種は，画像の編集・加工を行うソフトは搭載されていない。画像の保存期間については原則として60分毎に，順次上書きされる。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(6) 条件

次の点について再度確認及び検討し，藤沢市公用車ドライブレコーダー運用基準（以下，単に「運用基準」という。）及びドライブレコーダーによる映像について，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）を修正するとともに，後日，審議会に報告することを条件とする。

ア 諮問理由書には本人通知の省略について記載があるので，運用基準及びガイドラインにも規定すること。

イ 公用車のうち藤沢市自動車管理規則第2条第1号に規定する共用自動車3台を対象とするとのことだったので，運用基準及びガイドラインを共用自動車に限定した記載とすること。

ウ ドライブレコーダーの機能を制限して使用することなので，運用基準にその旨を明記すること。また，刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会に対する回答時には，「衝撃録画」という機能によって録画された画像のみを提供することなので，その旨をガイドラインに記載すること。

エ 運用基準第4条第6号に、記録媒体の保管方法についての規定があるが、常時ドライブレコーダーに挿入されたマイクロSDカードを想定した規定となっていないので、ドライブレコーダーの特性を考慮して検討し、当該基準を修正すること。

以 上